

サンコーPay 会員規約

第1条（目的）

本規約は、株式会社三豊（以下「当社」といいます。）が発行する、以下に定義したサンコーPay のご利用について規定するものであり、会員がサンコーカードを使用してサンコーPay を利用するにあたり本規約が適用されます。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 「サンコーPay」とは、当社が発行し、所定のサーバーに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- (2) 「加盟店」とは、会員が商品等の取引にサンコーPay を利用することができる事業者をいいます。
- (3) 「サンコーPay サービス」とは、会員が加盟店に対し、商品等の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法によりサンコーカードにチャージされたサンコーPay を利用することで、加盟店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- (4) 「サンコーカード」とは、当社発行の前払式証票であるサンコーPay のデータが記録された加減算型カードで、繰り返しチャージすることができ、またチャージされた電子マネーを利用して加盟店において商品等を購入することができる機能を備えたものをいいます。
- (5) 「会員」とは、当社よりサンコーカードの交付を受けた者をいいます。なお、氏名・生年月日・電話番号等の届け出を要しない無記入式のサンコーカードの会員となった者は、サンコーPay サービスの一部を受けることができない場合があることを承認するものとします。
- (6) 「商品等」とは、会員が販売又は提供を受ける物品、サービス、権利、ソフトウェア等をいいます。
- (7) 「チャージ」とは、会員が、当社所定の方法により、サンコーカードにサンコーPay を加算することをいいます。
- (8) 「サンコーPay 残高」とは、サンコーカードにチャージされ、会員が利用することのできるサンコーPay の量をいいます。
- (9) 「利用端末」とは、加盟店に設置された、サンコーPay の読み取りおよび引き取り、取引データの記録その他のサンコーPay を利用した取引を行うために必要な機能を有する当社所定の機器をいいます。
- (10) 「チャージ端末」とは、チャージを行うための機器をいいます。

第3条（カードの発行）

- 1.当社は、加盟店においてサンコーカードを発行するものとし、会員は本規約の内容を全て確認したうえで、サンコーカードの交付を受けることができるものとします。サンコーカードの交付を受けた場合、当該会員は、本規約の内容のすべてに同意したものとみなします。
- 2.サンコーカードの所有権は当社に帰属するものとし、会員は、善良なる管理者の注意をもってサンコーカードを使用し管理しなければなりません。また、会員は、カードを貸与・譲渡・担保提供その他の処分をなすことはできません。
- 3.会員は、会員が当社に届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合には、当社所定の方法により当社に届け出ることを承諾するものとします。

第4条（不正使用等の禁止）

会員は、サンコーカードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。

第5条（チャージ）

- 1.会員は、加盟店に設置されたチャージ端末にて、サンコーカードにサンコーPay をチャージすることができます。但し、一部の加盟店において、チャージの取扱いができない場合があります。
- 2.会員は、1枚のサンコーカードに対して、当社所定の金額単位で、サンコーPay 残高 100,000 円を上限としてチャージができます。ただ

し、1 回あたりのチャージ上限は 49,000 円です。

第 6 条（サンコーPay サービスの利用）

1. 会員は、加盟店でサンコーPay サービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券、その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他別途当社が定める一部の商品等について、利用が制限される場合があります。
2. 会員が加盟店でサンコーPay サービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、会員のサンコーカードから利用額に相当するサンコーPay が差し引かれ、利用端末に当該サンコーPay の利用の完了が記録されたとき、対価の支払いがなされたものとします。
3. 会員は、加盟店において、商品等の購入または提供を受けるにあたり、利用端末において認識されたサンコーPay 残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社または加盟店が定める方法により、支払うものとします。
4. 会員が加盟店において商品等の購入または提供を受ける場合、1 取引に利用できるサンコーカードの枚数は 1 枚です。
5. 会員は、サンコーPay サービスを利用して商品等の購入または提供を受けた場合には、利用端末に表示され、または交付を受けるレシート等に印字されるサンコーPay 残高を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で加盟店に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該サンコーPay 残高について誤りがないことを了承したものとします。

第 7 条（サンコーPay 残高の確認）

サンコーPay 残高は、サンコーPay サービス利用時のレシート、またはカード裏面の二次元コードにて確認することができるものとします。

第 8 条（サンコーPay の移転）

会員は、第 14 条または第 15 条による場合を除き、サンコーPay を他のサンコーカードに移転することはできません。

第 9 条（サンコーPay 発行手数料）

1. 会員は、サンコーカードの発行に伴い、当社所定の発行手数料を支払うものとします。
2. 当社は、理由の如何を問わず、支払われた発行手数料をお返ししません。

第 10 条（会員保護を図るための措置）

資金決済に関する法律上、前払式支払手段発行者たる当社については、その破綻時に前払式支払手段の保有者（本規約上の会員）が他の債権者に先立って弁済を確保できるよう、毎年 3 月末及び 9 月末において、前払式支払手段の未使用残高が 1,000 万円を超える場合、当該未使用残高の 2 分の 1 の額以上の資産を保全することが義務付けられています。かかる資産の保全方法として、当社は、別途当社ウェブサイト上に掲示する金融機関と発行保証金保全契約を締結しています。

第 11 条（サンコーPay サービスの利用ができない場合）

会員は、次のいずれかの事由が生じた場合においては、当該事由が解消されるまでの間、チャージすること、サンコーPay サービスを利用した商品等の購入または提供を受けること、ならびにサンコーPay 残高の確認をすることができません。

- (1) サンコーPay サービスのシステムに故障が生じた場合および当該システム保守管理等のために当該システムの全部または一部を休止する場合。
- (2) サンコーカード・利用端末・チャージ端末・これらに付随する機器等の破損または電磁的影響、停電、その他の事由による使用不能の場合。
- (3) その他やむを得ない事由のある場合。

第 12 条（退会および会員資格の喪失）

1. 会員は、サンコーPay 残高がゼロの場合、当社所定の方法により退会をすることができます。会員がサンコーPay の会員資格を喪失した場合、サンコーPay サービスの利用ができなくなります。
2. 会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取消することができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、会員によるサンコーPay の利用を直ちに中止させ、サンコーPay 残高をゼロとすることができます。
 - (1) サンコーPay を偽造または変造もしくは改ざんした場合。
 - (2) サンコーPay を不正に使用・利用した場合。
 - (3) 申込書等に記載した事項が事実と異なる場合（記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届け出が合理的な期間内になされない場合を含みます。）。
 - (4) その他、会員が本規約に違反した場合。
 - (5) 上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合。
3. 会員が死亡した場合には、会員資格は喪失され、一切のサンコーPay サービスを利用できなくなります。この場合、サンコーPay 残高はゼロとなり、また、現金の払戻しも行われません。

第 13 条（換金等不可）

第 20 条第 2 項の場合を除き、サンコーPay の換金または現金の払戻しはできません。

第 14 条（サンコーカードの破損・汚損時の再発行等）

1. 当社は、サンコーカードの破損・汚損等の理由により会員がサンコーカードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、当該破損・汚損等したサンコーカードと引き換えに新しいサンコーカードを再発行します。この場合、会員に再発行手数料としてお支払いいただく場合がございます。なお、再発行したサンコーカードは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。
2. 前項によりサンコーPay が再発行された場合、当社所定の方法で確認されたサンコーPay 残高が再発行されたサンコーPay に引き継がれるものとします。

第 15 条（サンコーカード喪失時の再発行等）

1. 当社は、会員から紛失・盗難等によりサンコーカードを喪失した旨の届け出があった場合、当該サンコーカードについて、使用停止の措置（以下「使用停止措置」といいます。）をとるものとします。
2. 当社は、第三者からサンコーカードを拾得した旨の届け出があった場合、当該サンコーカードについて、使用停止措置をとる場合があります。
3. 前二項により当社が使用停止措置を講じた場合、会員は当該使用停止措置の解除を求めることはできません。
4. 当社は、紛失・盗難等によりサンコーカードを喪失した場合、会員がサンコーカードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、サンコーカードを再発行します。この場合、会員は当社所定の再発行手数料を支払うものとします。なお、再発行したサンコーカードは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。
5. 前項によりサンコーカードが再発行された場合、当社によるサンコーカードの使用停止措置が完了した時点のサンコーPay 残高が再発行されたサンコーカードに引き継がれるものとします。ただし、当社所定の方法による会員の本人確認が完了している場合に限りです。
6. 会員がサンコーカードの紛失・盗難等を申し出てから当社による使用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、会員が紛失・盗難等により喪失したサンコーカードを第三者に利用された場合であっても、当社および加盟店は、決済時のサンコーカード所持者による利用を会員本人の利用とみなし、会員に損害が生じても一切の責任を負わないものとします。

7.サンコーカードの再発行後、会員が喪失したサンコーカードを発見した場合、会員は、発見したサンコーカードを自らの責任において直ちに破棄するものとします。

第 16 条（加盟店との紛議）

- 1.会員が、サンコーPay サービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・契約不適合・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員と加盟店との間で解決するものとします。
- 2.前項の場合においても、会員は、当社および当該加盟店に対し、サンコーPay の利用の取消し等を求めることはできないものとします。

第 17 条（個人情報等の取扱い）

会員（本条においては、サンコーPay サービスの入会申込をしようとする方を含みます。）は、会員が入会申込時および入会後に当社に届け出た個人情報（氏名・生年月日・住所・電話番号等）およびサンコーPay サービスの利用履歴等の情報を、当社が、法令に関するガイドライン、当社の個人情報保護方針（プライバシーポリシー）および当社の社内規定の定めに基づき、利用することに同意します。

第 18 条（反社会的勢力の排除）

会員（本条においては、サンコーPay サービスの入会申込をしようとする方を含みます。）は、会員が、現在、暴力団等の反社会的勢力（その共生者も含みます。）に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

第 19 条（本規約およびサンコーPay サービスの変更）

当社は、予告なく本規約およびサンコーPay サービスの内容を変更することができるものとします。また、当該変更後、会員がチャージ、サンコーPay サービスを利用した商品等の購入、サンコーPay 残高の確認をした場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。なお、当社は、本規約またはサンコーPay サービスの変更に際して、当社の所定の方法により、事前に会員に対して変更内容を告知することがあるものとします。

第 20 条（サンコーPay サービスの終了）

- 1.当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、サンコーPay サービスを全面的に終了することができるものとします。
 - (1) 社会情勢の変化。
 - (2) 法令の改廃。
 - (3) その他当社のやむを得ない都合による場合。
- 2.前項の場合、会員は、第 21 条に基づき、サンコーPay 残高の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の周知を行ってから当社の定める期間を経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。
- 3.本条に基づきサンコーPay サービスが終了した場合、会員の会員資格は喪失するものとします。

第 21 条（サンコーPay サービスの払戻し）

- 1.当社は、次のいずれかの場合を除き、サンコーPay の払戻しはできませんので、予めご了承ください。
 - (1) 第 20 条第 2 項の場合。
 - (2) 前号のほか、当社がやむを得ないと認める相当の事由があった場合、法令によりサンコーPay 残高を返金すべき場合。

2.前項の場合、当社は、以下に定める方法により、会員のサンコーPay 残高の金額を確認し、払戻しを行います。なお、この場合、払戻しを行ったサンコーカードについては、以後サンコーPay サービスの利用ができません。

- (1) 当社所定の書式に必要情報（氏名、住所、会員番号、払戻金の振込先預金口座（会員本人名義に限る。）、払戻しを求める理由等）を記載して提出すること。
- (2) 当社所定の会員の本人確認書類（原本）を提示し、写しを提出すること。
- (3) 会員以外の者（代理人）が払戻しの申請をする場合には、当社所定の書式による委任状を提出し、当該代理人の本人確認書類（原本）を提示して、写しを提出すること。
- (4) 当社が定める払戻手数料（1回の払戻しにつき金500円（税別）及び消費税相当額）を支払うこと。なお、払戻手数料は、サンコーPayの残額から差し引かせていただき、不足の場合には別途お申し受けいたします。ただし、払戻しが当社又は加盟店の責に帰すべき事由による場合にはこの限りではありません。

3.当社は、払戻しを求める会員がサンコーカードの所持者であると確認できない場合又はサンコーPay 残高を確認できない場合、当社は払戻しの義務を負いません。

第22条（制限責任）

第11条に定める理由およびその他の理由により、会員がサンコーPay サービスを利用することができないことで、当該会員に生じた不利益または損害について、当社は、その責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重過失によるものである場合を除きます。

第23条（通知の到達）

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所、電子メールアドレスに宛てて通知を送付すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第24条（業務委託）

当社は、本規約に基づくサンコーPay サービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第25条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

第26条（準拠法）

本規約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

【ご相談窓口】

サンコーPay に関するご質問またはご相談については下記までご連絡ください。

電話番号：06-6703-9001（受付時間：平日9:00～19:30）

住所：〒547-0012 大阪府大阪市平野区長吉六反2丁目6番26号

株式会社三豊

規約制定：2026年3月30日